

令和5年第17回教育委員会議事録

令和5年10月27日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和5年10月27日（金）午後2時00分～午後3時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明
学校整備担当部長 教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

学校整備担当課長 相馬 吏 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター長 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之
統括指導主事

済美教育センター 保土澤 尚教 済美教育センター 鈴木 壮平
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第81号 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第82号 杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第83号 杉並区立杉並第二小学校管理・教室棟等解体工事の請負契約の締結について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第84号 令和5年度杉並区一般会計補正予算(第5号)
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第85号 杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第86号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第87号 杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第88号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和4年度分)」について
- 議案第89号 教育財産の用途変更について
- 議案第90号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 杉並区校務情報ネットワーク基盤システムに係る設計書等作成業務公募型プロポーザル選定について
- (2) 区立小中学校などにおける指導要録の紛失について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) メール送信時のあて先誤設定について
- (6) 「子ども日本語教室」中学生教室の開講について

- (7) 東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業の活用について
- (8) 杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福における次期指定管理者候補者の選定結果について
- (9) (仮称) 高円寺図書館等複合施設等の管理運営について

目次

議案

議案第81号	杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する 条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)	35
議案第82号	杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する 条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)	36
議案第83号	杉並区立杉並第二小学校管理・教室棟等解体工 事の請負契約の締結について (区議会提出議案に関する意見聴取)	37
議案第84号	令和5年度杉並区一般会計補正予算(第5号) (区議会提出議案に関する意見聴取)	38
議案第85号	杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティ ふらっと永福の指定管理者の指定について (区議会提出議案に関する意見聴取)	41
議案第86号	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部 を改正する規則	6
議案第87号	杉並区教育委員会における公共施設予約システ ムの利用に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第88号	令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行 の状況の点検及び評価(令和4年度分)」につ いて	8
議案第89号	教育財産の用途変更について	16
議案第90号	教育財産の用途廃止について	16

報告事項

(1) 杉並区校務情報ネットワーク基盤システムに係る設計 書等作成業務公募型プロポーザル選定について	17
(2) 区立小中学校などにおける指導要録の紛失について	19
(3) 学校運営協議会委員の任命について	25
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	25

(5) メール送信時のあて先誤設定について・・・・・・・・・・	21
(6) 「子ども日本語教室」中学生教室の開講について・・・・・・・・	26
(7) 東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業の 活用について・・・・・・・・・・	27
(8) 杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっ と永福における次期指定管理者候補者の選定結果につ いて・・・・・・・・・・	32
(9) (仮称) 高円寺図書館等複合施設等の管理運営につい て・・・・・・・・・・	33

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第17回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。
本日の議事日程についてでございますが、議案10件、報告事項9件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第81号から第85号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

したがいまして、議案第81号から85号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、そのようにいたします。

まず、他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、公共施設予約システムの改修に併せ、所要の規定の整備を図るものとして関連がありますので、次に申し上げます2議案を一括して上程いたします。

日程第6、議案第86号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第87号「杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案について、私からご説明を申し上げます。

区では、杉並区立芸術会館の区民ホール及び阿波おどりホールの抽選申込みに当たり、連続して利用できる日数の上限を引き上げるため、杉並区公共施設予約システムの改修を実施したところでございます。

この改修に併せて、杉並区立社会教育センターにおいても、施設を連続して使用しようとする場合における抽選申込期間に係る規定を明確化するほか、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましては、資料に沿ってご説明を申し上

げます。

はじめに、議案第86号「社会教育センター条例施行規則」の主な改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案に添付いたしました「新旧対照表」3ページをご覧ください。ホール等の抽選申込みの期間等を定める別表第1におきまして、ホールを連続して使用しようとする場合の抽選申込みの開始日を「使用しようとする日の初日の属する月の7か月前の月の1日」に改めてございます。

次に、5ページをご覧ください。

空き枠の申請期間等を定める別表第1の2におきまして、展示室を連続して使用しようとする場合の使用申請の開始日を、使用区分に応じて、「使用しようとする日の初日の8か月前の日」等に改めてございます。

このほか、第4条の2から第6条まで、第8条の2、第9条及び第16条におきましては、規定を整理してございます。

次に、議案第87号「教育委員会公共施設予約システム」、いわゆる、さざんかねっとの規則の主な改正内容につきまして、ご説明をいたします。

議案に添付をいたしました「新旧対照表」の1ページをご覧ください。

社会教育センターのホール等の抽選申込期間を定める別表におきまして、ホールを連続して使用しようとする場合の抽選申込みの開始日を、「使用しようとする日の初日の属する月の7か月前の月の1日」とするほか、規定を整備してございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても公布の日としており、本日の公布を予定しております。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので一括して議案の採決を行います。

議案第86号及び87号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第86号及び87号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第8、議案第88号「令和5年度『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）』について」を上程いたします。引き続き、私からご説明を申し上げます。

令和5年第7回教育委員会定例会で決定をいたしました方針に基づきまして、令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）」を実施いたしましたので、その結果に関する報告書案について、ご説明を申し上げます。

令和5年度は、杉並区教育ビジョン2022及び杉並区教育ビジョン2022推進計画のスタートの年に当たる令和4年度を評価いたしました。

この報告書につきましては、区議会に提出するとともに、杉並区総合計画・実行計画等の改定に合わせ、令和6年度に実施することとしていた教育ビジョン2022推進計画の改定を1年前倒しし、その改定作業にも活用してまいります。

まず、1、「点検及び評価対象」について、杉並区教育ビジョン2022推進計画に掲げる全ての事業及び取組を対象としております。

次に、「主な実施経過」については、本年5月から7月にかけて、教育委員会が点検・評価を行い、その後、学識経験者の方々からご評価を頂き、8月末にその内容を学識経験者の方からご説明いただくとともに、意見交換を行ってまいりました。

それでは、報告書について説明をさせていただきます。

報告書の2ページをご覧ください。

学識経験者につきましては、3に記載のお二人にご意見、ご助言を頂いております。今回は、昨年度から点検・評価でご協力を頂いております、社会科教育、地理教育についてご研究をされ、久我山小学校のCS委員でもいらっしゃいます日本女子大学教育学科の田部俊充教授にお願いし、もう一人の方は、新たに、元武蔵大学人文学部教授で臨床心理士でもあります、現在は一般社団法人ジェイス代表理事の武田信子先生にお願いをいたしました。

次に、4、「点検・評価の進め方」についてですが、二つの方法を用いて全事業を点検・評価しております。

一つ目は、推進計画の計画事業及び基本方針ごとに点検・評価を行い、二つ目は、教育施策の全体を多面的に捉えて、「就学前教育」、学齢期の「学校教育」、主に成人教育である「社会教育」の三つの分野で、「学びと成長」「人材と組織」「施設・設備」及び「行財政」の四つの領域で点検・評価を行いました。

5ページからは、四つの基本方針ごとに39の計画事業ごとに教育委員会が自己点検、評価を行った調書となっております。基本方針につきましては、指標の4年度実績と、「基本方針に対する評価」を記載し、計画事業についても、4年度の実績と「計画事業全体に対する評価」を記載しております。

どのようなことを行い、それが計画事業の目的や基本方針に、また、教育ビジョン2022にどのように寄与しているのか、課題は何かなどを記載しております。

続いて、53ページ以降は、分野別評価といたしまして、三つの教育分野について、様々な視点から点検・評価を行っております。

学識経験者の先生方からの評価につきましては、69ページから76ページに記載がございます。

田部委員からは、杉並区民が「みんなで創るまち」(City by All)の実現に向けて、杉並区を「ふるさと」として感じ、よりよい生き方を求める「場」と感じられるような教育を、幼保小中高、社会教育と連携して一体となって進めてほしい。

また、今後も積極的にICTを活用して、これまでの実践と組み合わせて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と、「協働的な学び」の実現、教育の質の向上につなげていくことを期待する等のご意見を頂いております。

武田先生からは、計画事業によっては、事実や数量のみの記述にとどまり、その成果や課題が不明確なものがあったため、来年度は計画時点からどのように成果を出すか、あらかじめ考えた上で事業を実施し、その結果、事実や数量の記述に加えて、その成果という本来の「実績」について記入してほしい。

また、ビジョン2022推進計画を改定するに当たり、事実に基づいた

現状分析が必要であり、分析の結果、現状を改善する方策として計画を立てていくことから、現状分析を深めることが大切であるなどのご意見を頂戴いたしました。

最後に、77ページ記載のとおり、「総括」といたしまして、学識経験者評価において頂戴したご意見に対する教育委員会の取組の方向性を記載しております。

報告書の案の概要につきましては、以上でございます。

それでは、議案にお戻りいただき、今後のスケジュールでございますが、第4回区議会定例会の文教委員会で報告いたしまして、教育委員会のホームページについても掲載をしております。

説明につきましては以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

久保田委員 感想というか意見を申し上げたいと思います。まず1点目なのですが、「すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります」という項目の中で、例えば「基本方針に対する評価」の後半の部分で、「教員や子どもたちがICTを日常的に活用でき、教員による効果的な授業の改善等が図られました」と書いてあります。

これはさらりと書いてあるのですが、実はこの辺は非常に難しいところかなと、私もあちこちの学校を回りながら感じているところであり、といいますのは、やはりコロナ禍3年間を経て、実際いろいろな授業がやりにくくなったとか、できなくなった中で、授業改善、授業の充実ということていうと、本当に先生方は厳しい中で過ごしてきたという現実があるなと思いました。

ですから、アフターコロナの今、各学校でどのような授業が行われているのか、展開されているのかということ考えた時、あまり簡単にさらりと評価を書かれてしまうと、やはり現実の部分、課題等がちょっと見えなくなってしまう恐れがあるのではないかと考えております。

例えば学びの構造転換もしかりなのですが、個別最適な学び、協働的な学びもそうなのですが、そして、このICTの活用等もそうなのですが、実際に日々の授業の中で、各学校どのようなことができているのか、で

きていないのかということを見ちっと見ていく必要があるのかなと思っております。

最近のことですと、10月の初めに教育研究会、小中合同の研究会がありました。各学校でいろいろな教科の授業が行われておりました。6月にもありましたが、また11月にも幾つか研究会が行われていく予定ではありますが、私が持った印象、あるいは、ほかの方のお声を聞いた時に、やはり授業自体が本当によくなっているという、そんな思いを持っているところです。

ただ10月初めの小中合同の研究会もそうなのですが、本当に授業の改善・充実という点で、各学校が前に進んできているのかどうかということをお心配しているところでもあります。

その辺については、例えば済美教育センターの方でもいろいろ現場の様子をご覧になっていると思うし、声も届いているかと思うのですが、その辺のことを含めて、これからの取組、対策等ありましたら、教えていただければと思います。これが1点目です。

それから、二つ目は、これは3週間ほど前に文科省の発表が新聞でも一面で大きく報じられていましたが、不登校者、そして、いじめの数がまた増大しているということで大きく報じられていました。

実はこの傾向というのは、コロナ禍の途中から、そしてアフターコロナになって今も予想どおり毎年増加してきているという現実があります。ということは、やはり不登校及びいじめ等の原因等も含めて、それに対する取組等も含めて、やはり学校現場できちっとこれから取り組んでいく必要があるということだと思っています。

その点、杉並区においては、教育相談体制の強化ということで、今年度、新しい施策も一つ出てきましたし、進んでいるところなのですが、そういった行政側の取組だけではなくて、学校現場と協働して、これからどんなふうに取り組んでいったらいいのか、その辺も含めてまた教えていただければと思っています。以上、2点です。

統括指導主事（保土澤） 1点目の各学校での学び、それから日々の授業の改善について、お答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、アフターコロナにおける、学習者主体の、子どもたちを中心とした授業づくりという、これを各学校で取り組んでいるところですが、やはりその学習者主体といった時に、教員が、では、どこま

でどのように関わって指導するか、また、どこまで子どもたちに任せるか、そういった具体的な悩み、教員の研究する中で出てきている課題を済美教育センターの方でも把握しているところです。

各学校への指導主事を中心とした訪問によって、実際に授業を拝見して、そして、指導、助言を行いながら、ともに考えていくだけではなくて、やはり子どもたち自身がどのように日頃の授業を捉えているのかという視点もやはり大切にしながら、行っている調査の結果等も踏まえて、より一層の改善を図っていきたいと考えております。

教育相談担当課長 今、不登校といじめの増加に対して、学校とともにどのような取組をするかというご質問を頂きました。

一つ、取組をお伝えしますと、こちらの報告書にもありました教育相談コーディネーターパイロット校の取組があります。これは学校の教育相談体制をどのようによりよいものにしていくかということで、コーディネーターを先行で指名した学校の取組を、ほかの学校に広げるところなのですが、今、成果と課題をまとめている中で、やはりそういった核となるコーディネーター、教員がいることによって、安心感のある教育環境の構築ですとか、あと児童生徒の変化を早期に発見する、そういった手だてを講ずるような成果が見られております。

そういった成果をやはり学校とともに共有しながら、学校の実態、規模によっても体制というのは変わってきますが、より組織体制を整えていって、やはり子どもたちの安心感とか、また困り感に早期に対応できるような、そんな体制を整えていこうというところで、学校とともに、その取組の具体を共有していこうというところでございます。

また、安心感という意味では、各学校、教室に入りづらい子たちの居場所を多くの学校が校内別室指導という形で実施し始めております。そちらについても、どのような居場所にしていったらいいかということと、あと教育委員会として支援をどんなことができるかということを取り組んでいるところでございます。

庶務課長 ほかにご意見はありませんでしょうか。對馬委員。

對馬委員 今、久保田委員がおっしゃったことは本当に全体的に私もそうだなと。評価の切り口は非常に分かりやすく書かれていると思いますし、どういうことをやったのかということは、とてもよく分かるのですけれども、その成果が上がってきているのかどうかの具体例とい

いますか、そこが、これを読んでいてもあまり見えてこないなと思いました。いろいろなことをやったのだなというのは大変よく分かるのですが、例えば武田先生の評価、73ページですね、「子ども読書活動」というところを読んだ時に、「もし乳幼児期に読書習慣をつけることが大切であるならば、中高生が読書しないという課題が存在しているのはなぜか」と、そういうことなのだと思うのですよね。

だから、課題が何か、それを解決するためにどういうことをしたのか、しようとしているのかというのがちょっと見えてきてなかったのかなと、私ももやもやと思っていたのは、ここを読んだ時に、すごく私はある意味納得しまして、本当に鋭い指摘をしてくださったという感じがするのです。本当に何をやったかということはよく分かるのですが、どんなことが課題で、それをどう解決してきたのか、していこうとしているのかというところが明確になると、もっと分かりやすくいいのかなという感想を持ちました。以上です。

折井委員 実は私も全く同じ感想を持ちまして、例えば6ページの「すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります」というところの「現状の課題」と書いてあるのですが、こうであることが重要とか、何々を支えていくことが欠かせないとか、確かにそうなのですが、課題というところが深く掘り下げているのかなというところが少し気になりました。

というのは、本当につい数日前、ある論文で、コロナ禍でどのような、それは英語だったのですが、英語指導が行われたかという論文が、だんだんだんだんコロナ禍での実践だとか、その結果というのでしょうか、先生たちの声をまとめたような論文がだんだん出てきまして、それは杉並区を対象に全くしていないので、直で当てはまるかどうかはちょっと分からないのですけれども、休校期間が生じたこと、グループワークだったりとか、ペアワークができなかったこと、声出しができなかったこと等々の影響で授業がどのように、ある意味崩れていったかですとか、どのように制限されて、それが後々にどう影響するか等の分析があったのですね。

これを読んでいて、やはり現場の苦しさを本当に感じ取ることができる内容だったのですが、近年はやはり東日本大震災だとか、コロナとか大きな大きな危機的な状況があったわけで、特に子どもたちの学びとい

う観点での課題がここに記されてもいいのではないかと。

そこを深く深く掘り下げていくと、やりたいとか、やらなければいけない授業というのがまた変わってくるのではないか。それに伴って、もちろんできたら理想的なのだけれども、その前の段階の今の危機的な状況などを解消するための授業というところに立ち戻るといえるのでしょうか。やはり5年前と、今では学校の置かれている状況は本当に違うのだなと、その論文を見ながらちょっと感じたところもございまして、やはり通常の状態ではない、今、アフターコロナなのか、ウィズコロナなのかちょっと分からないのですけれども、そういう状況の中で少し立ち止まって考え直すということが重要なのではないかなと思いました。すみません、長くなりました。

庶務課長 ありがとうございます。何かほかには。伊井委員。

伊井委員 皆さんがおっしゃっていることは私も思ったことです。評価の方をお二人の先生にやっていただいておりますが、お一方は久我山のCSの方で、学校の現場から、今の杉並にある課題を、ある意味、中側から見ていらっしゃるのかなということ。それから、武田先生の方は、分析しながら形としてどういうふうに取り組んでいくかというところに観点を置いていらっしゃるのかなと思いました。

ご指摘いただいている部分に関しては、最後の「総括」というところにも書いてありましたけれども、本当にまさに「事実に基づいた現状分析が必要です」と書いてあるとおり、また次に向けて始めていただく、取り組んでいただけたらいいのかなと思います。

これだけまとめるのは本当にご苦労があったと思いますので、形としては、最初は「基本方針と事業ごとに点検し、そして、「分野別」ということで2つの形でやっていらっしゃるので、この辺りをうまく、表とまでは言わないのですけれども、何かつなげた形で分析したようなものがあると、どなたが見ても少し分かりやすくなるかなと思いますが、それもすごくどれだけの作業かということがわかりますので、ただ、一番最初に久保田先生がおっしゃった、今の先生方の授業がどうかという辺りは、子どもたちに直結するところなので、ご苦労があるかと思いますがお願いできたらと思います。

ここのところ運動会をいくつか回らせていただき、それからいくつかの学校での周年行事や、14日の富士見丘小の落成式に伺った時にも、

子どもたちの活動そのものは本当に活気が戻ってきているなどというのを感じています。

運動会では、伺った学校は全てやり方が違っていました。それぞれの学校で、先生方がやはり子どもたちとともに話し合いながら、あと管理職の先生方とも話し合いながら、子どもが主役になってきているというのをひしひしと感じましたので、子どもたちが、自分たちがやりたい形というのを、自分たちで話し合っ、自分たちで決めて、そこを先生たちは任せているのだけれども、任せているということは、むしろ引っ張って行くよりもご苦労があるところがあると思うのですよ、支えるとか。

手を前から引っ張るのではなくて、後ろから支えるというのは、どうしたらいいのかな、どこを支えたらいいのだろう、どのタイミングなのだろうというのは、先生方もすごく考えていらっしゃるのではないかなと思いましたので、そういう意味では、それぞれの学校で大変工夫がされていて、前向きな部分もあるなど私は感じましたが、日々の授業につきましては、皆様がおっしゃった点をご配慮、今後頂けたらいいと思います。今度とも、どうぞよろしく願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、いろいろなご意見を頂きました。来年度に向けても、どういう形が一番分かりやすく、ご指摘いただいたものが書けるかなということは引き続き考えてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、皆様からのご意見はないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第88号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第88号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、富士見丘小中学校に関することとして関連がございます、次に申し上げます2議案を一括して上程をしてみたいと思います。

日程第9、議案第89号「教育財産の用途変更について」、日程第10、議案第90号「教育財産の用途廃止について」、以上の2議案につきまして

て、学校整備課長からご説明を申し上げます。

学校整備課長 それでは、議案第89号及び議案90案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

富士見丘中学校につきましては、改築のため、移転後の空いた富士見丘小学校の旧校舎に仮移転した上で、既存校舎の解体工事を行います。それに伴い、旧富士見丘小学校の土地、建物などの財産を富士見丘中学校に用途変更するとともに、中学校の既存建物などの用途廃止を行うものでございます。

89号の議案を1枚おめくりください。用途変更する財産の内容につきましては、1の表に記載のとおりとなっております。

もう1枚おめくりいただきまして、案内図をご覧ください。用途変更の対象となる敷地、建物、工作物の位置及び面積を記載してございます。用途変更の時期は、令和5年8月1日でございます。

続きまして、2枚おめくりください。中学校の解体に伴い、用途廃止をする財産の内容につきまして、1の表に記載をしてございます。

もう1枚をおめくりいただきまして、案内図をご覧ください。富士見丘中学校は全面改築となるため、既存の建物及び工作物を全て解体するものでございます。用途廃止の時期は、令和5年11月6日でございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、意見はないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議はございませんので一括して議案の採決を行います。議案第89号及び90号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第89号及び議案第90

号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「杉並区校務情報ネットワーク基盤システムに係る設計書等作成業務公募型プロポーザル選定」につきまして、私、学校ICT担当課長を兼務しておりますので、ご説明を申し上げます。

学校ICT担当課長 資料をご覧ください。杉並区校務情報ネットワークの基盤システムに係るプロポーザルを実施したところでございますが、同時に別紙2の表もご覧いただきたいと思います。

令和5年の7月から9月にかけて、プロポーザルを行って業者の選定をまいりました。まず、その「目的と経緯」でございますが、1番に記載のとおり、現在教育委員会では、教職員の校務処理の支援と効率化を目的といたしまして、現在のデータセンターに接続して利用する「校務支援システム」及び「電子黒板・教員用タブレットシステム」、また別のネットワーク系統の「GIGAタブレットシステム」を運用しているところですが、これらの既存のネットワークのアプリケーションなどを設置しているデータセンターが、7年度に閉鎖されるということがございましたので、令和4年3月に文科省が改訂をいたしました、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に沿いまして、クラウドサービスを念頭に置きましたセキュリティ対策、いわゆる「ゼロトラストモデル」ということが提唱されておりますので、これらのものを念頭に置きまして、既存のネットワークから円滑に移行を行うことを前提といたしまして、児童生徒の学習の多様化、ICTを活用した自宅学習、更には個別最適化された学びなどの実現に向け、併せて「教員の働き方改革」ということで、今後、庶務事務システム導入、テレワーク等も見据えて、教育現場の改善を図るということで、システム設計の業者の選定を行ったところでございます。

概要図が別紙2のとおり出ておりまして、現状が、この上の段に書いてあるとおり、大きく3つ、「GIGAタブレット」「電子黒板」「校務支援」というものが、別系統でインターネットにつながっているという状態でございますが、それを個人認証によるアクセス制御を行うゼロトラスト型システムに移行していこうというものです。これにより教員の方は2

系統あったシステムが一つになり、子どものGIGAタブレットと併せて、大きな一つのネットワークとして取り組んでいくという概念でございます。

別紙1をご覧いただきたいと思いますが、「選定事業者」については、東日本電信電話株式会社、NTT東日本というところが選定されたものでございます。

「選定経過」はそこに書いてあるとおりで、更に選定会議のメンバーでございますが、事務局の次長以下、デジタル戦略アドバイザー、更には小学校長会、中学校長会、済美養護学校の校長などにもご参加いただいて、それぞれ現場の先生のご意見も頂きながら、審査を行っております。「審査結果」につきましては、裏面に点数が表示されております。非常に僅差でございましたが、申入れのあった2業者の中で比較をさせていただいて、NTTに決まったという内容でございます。

3番、今後でございますが、11月に入りましたら受託事業者との契約を予定しております。その後、来年度以降の詳細の設計、更には予算要求を経て、具体的な取組を行ってまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。折井委員。

折井委員 「審査結果」のところを拝見いたしますと、一番上の「経営状態」のところは配点8に対して、両業者とも4.4とあって、ちょっと低めなのではないかと若干不安に感じるのですが、本事業を推進するに当たって支障がないという確認は、どこかから取れているのでしょうか。

庶務課長 経営状態につきましては、公認会計士の先生にお願いいたしまして、の財務状況診断をしていただいたと。

8点中4.4点ということで、半分以上は取れているけれども、非常にシビアな数字の中の判断ではありますが、それぞれ非常に大きな会社、実は2社とも大きな会社なのですが、いろいろ借入れの状況だとかも踏まえると、数字だとこの点数にはなるけれども、事業者としては適格であるという診断を頂いております。

折井委員 安心いたしました。

庶務課長 ほかに、いかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 どういうところが今までと便利になるというのですか、改善されるのかという辺りを教えていただけるといいなと思います。

庶務課長 改善といいますか、先ほど説明したとおり、実は7年度に今まで利用していたサーバーのシステムが閉鎖されてしまう。世の中の流れは、どちらかというところ、クラウドを使って、いわゆる専門のサーバーを使うということではなくて、もうクラウドなのだということで、では、この機会に移行していこうと。

更に言うと、教員は校務パソコンとタブレット、2台に分かれていて、非常に使い勝手が悪いというのがあったので、それを1つにまとめてクラウドで、しかも子どもたちのGIGAのタブレットとも連動できるような、そういう形で使い勝手が非常によくなるという前提のもので、ご提案を頂いたという内容になってございます。

伊井委員 そうすると先生方も、今後そうやって使う時にすごくやりやすくなるのであれば、働き方改革ということにもつながるでしょうし。

気になるのは、でもクラウドは大丈夫なのですよね、セキュリティの問題は。なので、大変期待できるなと思っております。よろしく願いいたします。

庶務課長 何か補足はございますか。

統括指導主事（保土澤） 教員の使い勝手のよさとしては、今まで複数持っていたタブレットが1つになることと、それから職員室で使っていた校務端末とも連携、情報がつながってきますので、業務がかなりしやすくなっていくと考えています。以上です。

庶務課長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに意見がないようでございます。報告事項1番についての質疑は終了させていただきます。

次の報告事項でございますが、個人情報に関する事項として関連がございますので、報告事項2番、「区立小中学校などにおける指導要録の紛失について」、及び、報告事項5番、「メール送信時のあて先誤設定について」、併せて、連続してご報告をさせていただきます。それぞれ教育人事企画課長並びに済美教育センター所長からご説明を申し上げます。

教育人事企画課長 私からは、はじめに、「区立小中学校などにおける指導要録の紛失について」、ご報告をさせていただきます。

はじめに「概要」についてです。区立小学校から、自校において指導要録の確認を行ったところ、一部年度の卒業生の指導要録の紛失が判明したとの報告がありました。教育委員会において全校の一斉調査を行ったところ、この表にありますように、「区立子供園1園」「区立学校10校」において、指導要録の紛失が判明したというものでございます。

裏面をご覧ください。「紛失した個人情報」につきましても、児童・生徒名だとか、現住所・保護者氏名等になっております。

「原因」は、公文書の取扱いに対する教職員、学校の意識が低かったことや、公文書等の管理が十分ではなかったというところが原因になっております。

ただ、この「情報漏えいの可能性」についてなのですが、学校において、この指導要録というのは、鍵のかかった金庫に保管されているとともに、廃棄年度の時には、一般ごみとは別に業者に委託をして溶解処分を行っております。鍵の管理も管理職を通してではないと行えないようになっておりますので、ほかの文書に紛れた形での誤廃棄の可能性が大きく、個人情報の流出の可能性は限りなく低いものと考えております。

今後の学校及び区の「対応」についてですが、現在、教育人事企画課では、文書の管理状況や紛失の経緯について改めて確認を取っております。

「卒業・修了の確認について」ですけれども、こちらは卒業生台帳等で確認ができますので、証明書の発行などにも対応ができるものと考えております。

これまで、「関係者への謝罪と説明」を行ってまいりましたが、対象となる卒業生、修了児等におきましては、文書で郵送において謝罪文を送っております。また、在籍している幼児・児童・生徒、保護者に対しては、学校から書面または一斉メール配信によってお知らせをしているところです。併せて、10月10日には広報課を通じて報道機関に対して情報提供を行っております。

最後に、「再発防止策」ですが、10月6日に臨時校長会を開催いたしまして、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導の徹底を図るように指導をしました。

その際、指導要録についての廃棄手順を見直したり、また委員会事務

局による学校訪問の際に、より徹底した確認を行います。

更に、現在、指導要録が紙での保存になっておりますが、東京都の方では電子保存、原本を電子保存することが推奨されておりますので、そういった仕組みを整えて速やかに実施できるように準備を整えているところでございます。

指導要録の管理につきましては、全ての教職員が細心の注意を払って取り扱うべきものです。児童・生徒の個人情報に記載された書類に、漫然とした取扱い、整理・保管の不徹底によるものが、今回の原因の主なものになっております。こういったことが二度と起きないように、しっかりと私たちも指導・管理を徹底してまいりたいと思っております。今回はご迷惑をおかけしました。私から以上です。

済美教育センター所長 私からは、「メール送信時のあて先誤設定について」、ご報告をさせていただきます。

まず、「概要」です。令和5年10月6日夕方に、済美教育センターにおいて、今年度実施しました杉並区中学生海外留学事業に参加した生徒の保護者にメールでご連絡を差し上げる際、本来はBCCで送るべきところをTOとして送信した結果、メールアドレス及び保護者氏名が当該保護者間で漏えいすることとなったというものでございます。

「誤って送信した個人情報」としては、こちらの資料にもありますが、28家庭に送付いたしましたので、メールアドレス28名分、保護者漢字氏名につきましては、一部生徒氏名で登録をしていたご家庭もありましたので、26名分となっております。

「原因」です。担当者はメールを作成した際、送付先はあらかじめBCC設定に自動的になる送付リストを適切に利用すべきでしたが、その利用の仕方に不注意があり、本来押すボタンではないボタンを押したためにTOに設定されてしまいました。なおかつ、送信前の確認も不十分であったということで、このような事態を引き起こしてしまいました。

「対応」ですけれども、まずは、その直後にすぐに関係する職員が気付きましたので、各ご家庭に謝罪のメール及びお電話をして削除の依頼もいたしました。その後の確認によって、全ご家庭でそのメールについては削除いただいたことを確認しております。

「報道機関への情報提供」ですけれども、先ほどの指導要録の件と同じ日、広報課を通じて、同じく情報提供を行ってございます。

「再発防止策」ですが、外部の複数の宛先にメールを送信する際は1件1件、宛先ごとに作成するか、または複数の宛先を今回のようにBCCで設定した上で、必ず管理職等の確認を受けてから送信することを改めて徹底してまいります。

本来、個人情報の適切な取扱いについて、学校へ指導する立場にある、この済美教育センターにおいて、このような事態を起こしたことを深く反省しております。今後、再発防止を徹底してまいります。ご報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいま説明ありました2件につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。

折井委員 指導要録の紛失という、本当に指導のまさにエッセンスが入っているものが、この数1,307人分紛失したということで本当に残念ではありません。

1点ちょっとお伺いしたいのですが、こちらの要録の保管期間というのは何年間なのでしょうか。

教育人事企画課長 要録には、様式1というもので学籍に関するもの、様式2の指導に関するものという2つがございます。様式1については20年間、様式2については5年間保存になっております。

折井委員 5年間ということは、平成21年だとか17年辺りは、逆に言うと廃棄されていていい内容なのですか。

教育人事企画課長 こちらは様式1になりますので、20年間の保存です。

折井委員 分かりました。なくなっているということが、古いものであれば、ほかの年度と一緒に溶解処分か何かなのですかね、だったらまだいいかと思うのですが、平成30年度という、本当にうちの息子も通っていた学校とかもそうですけれども、比較的最近の学校もありますよね。

なので、しかも一部というところがまた怖くて、どうして一部だけなくせるのだろうかということを考えると、やはり保護者としては、要録をなくしてしまうのであれば、ほかの大切な書類の管理もルーズなのではないかという印象をやはり持ってしまうので、今後はこういうことがないように是非していただきたいなと思います。

一方で、この夏は、グラウンドにくぎが埋まっていた時には、やはり

ちょっと広報というのでしょうか、やはりマスコミへの発表が大分遅れてしまって、やはりそれ自体も問題視されたところがありますけれども、今回は、報告と、あとまた広報課からの広報についても迅速になされたということは、とてもよかったと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。では、久保田委員。

久保田委員 指導要録の紛失及びメールの誤送信は、あってはならないことが今回起きたということで、やはりこれは深刻に受け止めて、今後こういったことが一切ないように願っております。

一つ質問なのですが、先ほどの指導要録の紛失の時に報告があった中で、今回の一斉調査、そこで分かったというお話でした。この「再発防止策」を見てみますと、「教育委員会が1学期に行っている学校訪問の際に、指導要録の管理・保存が適切に行われているか点検する」とあります。

ということは、今回は一斉調査があったというのは分かったのですが、昨年度まではどうだったのか、今年、突然11校、1,300名以上が判明したのかどうか、その辺のことが、一つちょっと分からないところで、また、「再発防止策」の中に書いてある1学期に教育委員会が行う、いわば点検・調査、これについては小中学校等を含めて、全ての学校に職員が出向くと思うのですが、どのような体制でやっていくのか。これは、これまで現在のやり方も含めて、今後どうなのかということ併せて教えていただければと思います。

済美教育センター所長 これまでも今年度の頭もですが、済美教育センターの指導主事等が学校へ訪問をして、この指導要録の点検は行ってまいりました。

ただ、今年度であれば、令和5年度ですので、令和4年度末で卒業をした児童生徒の指導要録が適切に、卒業したところで必要な事項が記入されて適切に保管をされているかという前年度のものを確認するという方法で行って行っていましたので、先ほど申し上げた過去20年分、過去5年分全てを点検してこなかったというところで、これまでの調査の中ではなかなか見つけられなかったところがございます。

そこについても、今後どのようにしていくのがよいか。今回、一斉点検をしておりますので、今後どのように行っていくかというところはしっかりとシステムを作ってまいりたいと考えております。

また、今回につきましては、最初1校そういう情報がございましたので、ほかの学校は、では、どうなのかということで、改めて緊急で一斉に点検をしたということでございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。對馬委員。

對馬委員 皆さんおっしゃったように、やはりどちらの件もあってはならないことが起きたことは大変残念に思っております。説明を伺っていますと、やはりどちらもあってはならないけれども、あるかもしれないヒューマンエラーといえますか、ミスだと思います。

マニュアルは当然あると思いますし、恐らくマニュアルにのっとり皆さんやったださっているのだらうと思いますけれども、やはりそのところをもう一度、マニュアルを厳しくするというよりも、きちんとそのところを日々やっていただくことが一番大事なのかなと思います。たまたま私のところにも、すごく昔関わったところから何か情報が漏れてしまったかもしれない、ごめんなさいみたいなお手紙が割と最近来たのですけれども、もらったところで自分としてはどうしようもないのですよね。妙な不安をかき立てられるだけといえますか。もちろん報告していただくのはいいのですが、言われたほうは何もできない状況になりますので、やはりそういうことがないということが一番いいことだと思いますので、今後より一層気をつけていただけるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。教育長。

教育長 まず、この2件の事故に関して、教育長として非常に重く受け止め、二度とこういうことを起こしてはならないと思っております。本当に区民の方はじめ、多くの関係者の方にご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

1件質問ですけれども、これはホームページに公開し、プレス発表、新聞にもいくつが出て、それから関係者にはお手紙、あるいはメール、あるいは電話という連絡を先ほど報告いただいたのですが、いわゆる、そのことに対してのリアクションというのですか、匿名であったりとか、あるいは関係者であったり、全然関係ない方だったり、そういったものというのはどのぐらいあったのでしょうか。

教育人事企画課長 本課には、マスコミとか、あとは卒業生の保護者から数件ございました。やはりお叱りのお言葉等、気をつけるようにと

ということ、今後どういう対策をとるのかというところのご質問でした。

済美教育センター所長 こちらのメール送信時の宛先誤設定につきましては、当該の保護者の方々を含めてご理解を頂き、特段のお声はその後頂いていない状況です。

統括指導主事（加藤） 直接的に済美教育センターの方には特段ございませんでした。あと学校の方に確認したところ、やはり当該の方からお叱りの連絡があった学校、また、在籍している保護者から当該の方への手紙と同様のものが届くのかと、そうした勘違いをされて、まだ手紙が届いていないという、そういった問合せはあったという報告が学校からございました。

教育長 ありがとうございます。もう日にちはたっていますけれども、これから先、例えばホームページとかを見て気付く方もいらっしゃると思います。そういう方には丁寧に対応いただければと思います。

庶務課長 では、ほかによろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、報告事項の2番及び報告事項5番についての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項の3番「学校運営協議会委員の任命」につきまして、学校支援課長からご説明を申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます学校運営協議会委員の任命について、ご報告申し上げます。

今回、任命されますのは、小中学校合わせて3校、計3名でございます。いずれも新規委員の方となっております。任期は令和5年11月1日から令和7年10月31日までの2年間となります。報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項3番につきましての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項の4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、令和5年9月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

9月分の合計は、全体で21件でございます。「定例」「新規」の内訳

は、「定例」が18件、「新規」が3件となっております。「共催」「後援」の内訳は、「共催」が3件、「後援」が18件でございます。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましては、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。伊井委員。

伊井委員 4ページの「新規」の一番上の「いろいろな学び・いろいろな進路」ということで、その進路と言われている対象の方とか、どんな取組なのかをちょっと教えていただけたらありがたいなと思います。

庶務課長 「親子向け講座『いろいろな学び・いろいろな進路』」というところでございますが、頂いている資料の内容を見ますと、対象は小学生とその保護者ということで、高円寺で活動している団体ということは聞いているところでございます。

伊井委員 親子というのは、割と広い範囲で募集をかけるという感じですか。

庶務課長 一応、高円寺で活動している団体なので、高円寺地域周辺の学校配布ということで少し限定されるのかなという気はいたします。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは4番の内容につきましては、質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告事項の第6番「『子ども日本語教室』中学生教室の開講」につきまして、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

統括指導主事（加藤） 「『子ども日本語教室』中学生教室の開講について」、ご説明いたします。令和5年1月に文化・交流課及び交流協会、教育委員会が連携しまして、区内在住の帰国・外国人児童生徒を対象としました「子ども日本語教室（小学生教室）」を開始いたしました。

4月には、小学生教室を卒業した中学生を対象としまして、「子ども日本語教室（中学生教室）」を開始しました。ここで令和5年10月からになりますが、区立学校を通じて、新たに区内在住の帰国・外国人児童生徒を受け入れて、中学生教室を正式に開講しましたので、そちらについてご報告いたします。

1番の「目的」は今申し上げたとおりです。2番の「会場・対象・時間」でございます。小学生教室は、これまで同様、高円寺駅前会議室。曜日、時間は記載のとおりです。

中学生教室は、済美教育センターを会場としまして、そちらにあります曜日、時間で行っています。「登録人数」は、10月1日現在、小学生教室が28名、中学生教室が16名となっております。

「指導者」は区内在住または在勤で「子ども日本語学習支援ボランティア養成講座」を受講修了した者が担っています。

「指導形態」は、1対1での対面式を基本として、それぞれの児童・生徒の状況、ニーズに合わせた教材を利用した指導を行っています。

「その他」としまして、子ども日本語教室の参加費用は原則無料です。ただし、保険料のみ徴収させていただいております。私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、何かご質問がございましたら、お願いいたします。對馬委員。

對馬委員 質問というよりも感想といいますか。前に中学校に伺った時に、外国から来ているお子さん、中学校生活は支障なく送れているのだけれども、やはり入学試験が厳しいというお話を先生から伺ったことがございます。

是非、やはりこの日本に来ている中学生が、その先も高校、いわゆる中学を卒業した以降の年齢も日本で勉強していこうと思うのであれば、日本語で試験を受けるという試練を乗り越えられるように、サポートしていただけるような、この中学生教室というのは非常にありがたい教室になると思いますので、是非今後も続けていただければと思います。よろしく申し上げます。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。こちらの指導を担当していただいている先生が、都立高校と連携したりですとか、また済美教育センターの進路担当の指導主事が、こちらの担当者とやり取りしながら、中学校3年生を中心に、中学生に情報を伝えて、うまく子どもたちが次のステップに進めるように取り組んでいるところです。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、報告事項6番についての質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告事項の7番「東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業の活用」につきまして、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

統括指導主事（保土澤） それでは続きまして、バーチャルラーニング

プラットフォームの試行について報告をいたします。

本事業は、東京都教育委員会から提供された仮想空間を活用して、不登校状態の子どもや日本語指導を必要とする子どもたちに対して、関わりや学びの場を提供し、支援するものです。

令和5年度につきましては、不登校状態への支援として、さざんかステップアップ教室に利用登録している生徒を対象とし、毎週水曜日の午前中に試行を開始いたします。現在、さざんかステップアップ教室の職員等に体験会や説明会を行っており、11月より生徒が利用できるよう準備を進めております。

また、この仮想空間につきましては、指導主事や適応指導教室、さざんか教室の職員等が支援を行ってまいります。

一方、「日本語指導支援」としては、済美教育センター主催の日本語教室を利用している生徒を対象として、毎週水曜日の午後に試行してまいります。現在も日本語指導を行っている国際理解教育担当が、仮想空間での支援を行ってまいります。料金等はありません。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。教育長。

教育長 都の事業を活用して実施するということなので、不登校の子たちに対しての支援と、日本語指導を必要としている子どもたちへの支援は、これは同じ仮想空間なのですか。つまり日本語指導を必要としている子どもは、日本語があまり得意じゃない子どもではないですか。それが不登校児童の入る空間と同じではないと思うのですけれども、その辺はどうなっているのですか。

統括指導主事（保土澤） 今のご指摘のとおり、フロアが3つございます。そのフロアを日本語指導で活用するフロア、不登校支援で活用するフロア、共有のホテルのロビーのようなフロアというような、そういう立てつけで行ってまいります。

仮想空間に入った時に見える景色としては、日本語指導を必要とする子どもたちも、不登校支援を必要とする子どもたちも同じような空間の景色になっています。具体的には、交流スペースがあり、それから個別に中でアバターを介して関われるスペースがあり、そして学習に取り組みなければ学習を行えるスペースがあると、そういう立てつけになって

おります。

教育長 そうすると、日本語指導を必要としているいろいろな国籍の子がいて、例えばコミュニケーションは大丈夫なものなのですか。

統括指導主事（保土澤） やはりその辺りの課題があると思いますので、まず今年度は、日本語指導を行っている子どもたちの中から生徒を抽出して、そして、その子どもたちとこの仮想空間を活用しながら、今後、広げていく際の課題等を洗い出していきたいと考えております。

済美教育センター所長 今、統括からも申し上げましたが、こちら基本的には必ず大人がその場に入りまして、状況を把握しながら適切に関わり合いが持てるようにしていくということで試行を始めていきたいと考えております。

對馬委員 アバターを操作してオンライン上の仮想空間でということなのですが、例えば話し合う、コミュニケーションを取るのチャットみたいな形なのか、直接音声でやるのか。そうした時に、その環境というのは、どういうふうに提供されるのかということが一つと、もう一つは、これは今ここに参加してないけれども、どんなことをやっているのか見てみたい、学校公開みたいな。そういう形が行われる想定があるのかどうかとか、その辺りをちょっと二つお伺いしたいのですが。

統括指導主事（保土澤） まず、1点目のコミュニケーションの取り方ですけれども、空間に入った時には、チャットを活用してコミュニケーションが取れるという形になっております。音声でやり取りができる場所も色で分かれておりまして、そこのスペースに入ると、音声でのやり取りがアバター同士でできるようになっております。

2点目の公開ですけれども、現在予定はありませんが、ただ多くの方に体験していただいたり、実際に使っていただくというのは必要だなと考えておりますので、ちょっと検討してまいりたいと思います。

對馬委員 ありがとうございます。音声にした場合、その環境というのは、音声でやり取りができる環境を参加者は全員持っているという前提なのでしょうか。それとも済美教育センターか何か提供するかサポートするか、そういうことなのでしょうか。

統括指導主事（保土澤） 参加するIDを持っている方たちには、音声でのコミュニケーションエリアに入ると、どのアバター、どのIDでも音

声でのコミュニケーションは可能です。

庶務課長 折井委員。

折井委員 今はまだ試みというところで、まだ事業の初期段階にあると思うのですけれども、おいおい、例えば子どもたちがどこでもやり取りができる場があるといいなと思います。というのは、やはり日本になじむ、日本で生活していて楽しいと思ってもらえるところの中に、やはりお友達とコミュニケーションを取れて仲よしになれるというところが、勉強ができる、できないとはまた別のところで大きな役割を持つと思うのですね。

まだ日本語がうまくいかない、できないという段階で、お友達づくりが上手な子はいいののですが、やはりその慣れない言語で友達を作るといのはとてもとてもしんどいことだと思うのですね。

区内に同じ母語の子いない子もいるわけで、その子をどうするのかというのは、当然あるのですけれども、でも多くのお子さんは、多分、例えばネパールだとか中国だとか英語圏だという子であれば、その母語を使って友達づくりができると、自分にとっての一つベースキャンプというのでしょうか、それがあると日本語ができなくても、そこに来るのが楽しみ、そこで友達を作って、区内であれば会うこともきっとできてというところで。

そこで安心できる場があると、日本語の学習だとか、学校の学習にも積極的に取り組めるのではないかなと思うので、留学経験者として、やはり母語で安心して話せる場というのはとても大切なのではないかなと、随分先のことになるか思うのですけれども、そういった点もちょっと考慮に入れていただければうれしいなと思います。

統括指導主事（保土澤） ありがとうございます。おっしゃるとおりで、日本語をなかなか使いにくく、うまく話せなかったり、そういう子どもたちのためには、やはりそういったコミュニティはとてもいいものだと思うのですが、まず今は子どもたちに指導を行っている担当の職員が、まずその子どもたちと一緒にその場に入ってやり取りをすることからスタートして、どういった形でそういった母語を、同じ母語の子どもたちに声をかけられるのか。

また、そこにやはり必ず大人が先ほど所長も申し上げましたが、いなければならぬので、そういった人をどういった形でつけることが必要

なのか。そういった様々な課題もこれから出てくるかと思しますので、しっかりと見極めながら、子どもたちのために使えるようにしていきたいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 大人が関わるという辺りを、もうちょっと詳しく教えてください。大人がその空間に一緒に入るといいますか。

統括指導主事（保土澤） この空間には、子どもたちが活用する時間には、先ほどお伝えたとおり、済美教育センターの指導主事であったり、それから、さざんか教室の職員であったりと一緒に入っています。それに加えて、東京都からも支援員という形で1名、この空間に配置させていただくと伺っております。

伊井委員 一つのトライアルになるといいなと思えます。東京都はちょっとお試しているのですか。

統括指導主事 杉並区よりも前に、ほかの自治体でも試行が始まっておりますし、今年度から都内七つの自治体で施行が始まっております。

伊井委員 少し前のそういったトライアルの記録はあるということ。それを参考にしながら、またやっていっていただけるということですね。

統括指導主事（保土澤） そのとおりです。

伊井委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項7番についての質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告事項の8番「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福における次期指定管理者候補者の選定結果」につきまして、中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 よろしく願いいたします。選定結果について、ご報告いたします。

この施設は令和3年4月に開設し、同時に指定管理者による管理運用を行っておりますけれども、指定管理期間の3年が今年度末で満了することから、改めて次期の指定管理者候補者を選定したものでございます。

今回も公募型プロポーザル方式により募集しましたところ、3事業者から応募がございました。それを受けまして、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置した7名の委員からなる選定委員会で審査を行

い、資料記載の「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を指定管理者候補者として選定いたしました。なお、この事業者は、現在、当該施設を指定管理者として管理運営している事業者でございます。

選定経過でございますけれども、6月に選定委員会を設置いたしまして、7月から8月にかけて公募し、9月に第1次審査、10月に第2次審査を行いました。

3枚目の別紙をご覧ください。「B」が今回選定した事業者でございますけれども、第1次審査、第2次審査ともに他の事業者に比べ点数が高くなっておりますので、この結果をもって、この事業者を選定したところでございます。

また、資料にお戻りください。次期指定管理期間は資料にあるとおり、令和11年3月までの5年間といたします。

次の2枚目をご覧ください。「今後の主なスケジュール」でございますけれども、議案を11月の第4回区議会定例会に提出いたしまして、議決を経た後、来年の4月から改めて次期指定管理者として管理運営を行うこととなります。私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご確認がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項8番につきましての質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告事項の第9番「(仮称)高円寺図書館等複合施設等の管理運営」につきまして、引き続き中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 よろしくお願ひいたします。現在、旧杉並第八小学校跡地に整備中の高円寺図書館などの複合施設につきましては、令和2年の5月に策定した基本計画に基づきまして、複合化による施設相互の機能の補完や相乗効果を生み出すとともに、効率化や提供するサービスの向上を目的に、指定管理者による一体的な管理運営を想定し、図書室の設計を行い、そして令和7年3月開設に向けて工事を進めているところでございます。

また、先般取りまとめられた「指定管理者制度の検証報告書」も踏まえ、複合化などによる効果を最大限に生かすために、この複合施設の管理運営に指定管理者制度を導入することとしました。

対象とする施設は資料に記載のとおり、現在の場所から移転する高円寺図書館、新たに整備するコミュニティふらっと高円寺南、そして仮称になりますが、杉並第八小学校跡地公園でございます。

導入の理由ですが、複合施設の管理運営を効率的かつ一体的に行うとともに、様々な年代の利用者や多世代交流に向けた事業、公園においては、地域の要望などを踏まえたイベントの企画をそれぞれ実施する際に、民間事業者の豊富な知識や経験を生かすことができることが一つです。

また、先行して指定管理者が管理運営している類似の複合施設である永福図書館とコミュニティふらっと永福において、運営状況や図書館利用者満足度調査など、これらから良好な管理運営が行われていることが確認できておりますので、引き続き指定管理者制度を導入するとしても理由として挙げられます。

「指定管理期間」につきましては、今回、公園を含めての管理運営が初めてであることから、運営上の課題や安定した運営を確認する必要があることから、施設を開所する令和7年3月1日から令和10年3月31日までの3年1か月といたします。

この指定管理者候補者につきましては、これまでと同様、選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により選定いたします。

続きまして、2枚目の資料をご覧ください。

「その他」としましては、移転作業のため、現在の高円寺図書館を令和6年の12月から休館いたします。休館中は移転作業に支障のない範囲になりますけれども、予約の貸出しと返却のみ行ってまいります。

また、これはこの地域の特性でございますけれども、旧杉並第八小学校の跡地活用について、これまで地域住民の方々と意見交換を行ってきたという経緯がございますので、今後についても地域の方々と施設運営関係者と、施設の運営状況の確認や意見、これを交換できるような場を設定していきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今後の主なスケジュールですが、資料に記載のとおりとなります。令和6年9月までに指定管理者の候補者を選定し、議案提出等の諸手続を経て、令和7年3月に高円寺図書館等の複合施設の開所、5月には併設する高円寺東保育園の移転と開所。そして、8月に公園の開園を順次予定しているところでございます。説明は以上になります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。教育長。

教育長 高円寺の図書館が新しくきれいになることは、ちょっと先ですけども、いいなと思っています。そもそも高円寺地区は今、1つ図書館がない状況で、今後何か決まっていることはあるのでしょうか。

中央図書館長 長年の懸念材料ではございますけれども、やはり空白地域というのがあることは事実でありますので、できればそういうところで造れるかどうかも含めて引き続き検討していきたいなと思いますが、公立図書館の利用状況とか、ほかのところの利用状況なども見て、本当に必要かどうかは見ていかないといけないなと考えているところでございます。

生涯学習担当部長 ちょうど公共施設の区分が7地域ありまして、ほかの6地域には全部図書館は2か所ずつできていて、高円寺の地域は1か所、ただし、今、駅に図書サービスコーナーがあって、これはちょっとJRとの関係で借りていますので、移転させますが、それから、和田の地区にサービスコーナーがあって。

高円寺は縦に広いわけですね、青梅街道を挟んで。ですから、かなり利便性の観点からいろいろ課題があって、そういう空白地域をどうするかという問題もあるのですけれども、デジタル化が進んでいますから、図書館の在り方みたいなものをどうしていくのかというところはちょっと定まらなないと、なかなか導き出しにくいところと、あと、高円寺の地域の皆さんのご意見も聞いていかなければいけないだろうと考えておりますので、そのまま尊重して検討していくということにしております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに意見ないようでございますので、報告事項9番につきましての質疑を終了いたします。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、11月8日水曜日、時間は変更させていただきまして、午後2時30分からを予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第81号「杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明を申し上げます。

区では、体育施設でございます温水プールを一般利用する際の使用料の納付につきましては、磁気型プリペイドカード方式の使用券によることができることとしているところでございます。

この度券売機の入替え等に伴いまして、現行の磁気型プリペイドカード方式の使用券、これを廃止いたしまして、専用のICカードを使用する方法に変更することといたしました。

そのため、杉並第十小学校温水プールにつきましても、体育施設と同様の取扱いをすることといたしました。

このことに伴いまして、ICカードを使用する方法による使用料の納付等について定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案に添付しております「新旧対照表」をご覧ください。第2条「使用料」の規定におきまして、温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付につきましては、教育委員会規則で定めるICカードを使用する方法によることができること等を定めるものでございます。

また、次のページの第3条ただし書につきましては、規定の整備を図るものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和6年1月5日とするほか、教育委員会規則で定める使用期限までは、現行の磁気型プリペイドカード方式の使用券を使用することができる旨の経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第81号につきましては、原案の

とおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第81号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第82号「杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続きまして、私の方からご説明を申し上げます。

区では、「区立施設再編整備計画」に基づきまして、済美養護学校中学部を済美教育センターの建物内に移転するため、増改築工事の期間中、済美教育センターを永福図書館移転後の施設に一時的に移転することといたしました。

また、増加する不登校児童生徒に関する教育相談に対応するため、教育相談の機能の拡充を図ることといたしまして、済美教育センターの分室を設置することといたしました。

このことに伴いまして、済美教育センターの分室の名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案に添付しております資料1の「新旧対照表」をご覧ください。

第1条におきまして、済美教育センターの位置を「杉並区堀ノ内二丁目5番26号」から「杉並区永福四丁目25番7号」に改めるとともに、済美教育センターの分室として、教育相談室の名称及び位置を定めてございます。

第2条におきまして、済美教育センターが行う事業に、「不登校児童生徒に対する支援に関すること」を加えてございます。

資料2は案内図でございまして、現在の済美教育センターの所在地と、移転後の済美教育センター及び教育相談室の所在地を示してございます。

資料3の配置図は、移転後の済美教育センターと教育相談室につきまして、各施設の概要を示してございます。

資料4及び資料5は移転後の済美教育センターの平面図を、資料6、資料7は教育相談室の平面図を示してございます。

施行期日でございますが、令和6年4月1日としてございます。

最後に、教育相談室が行う事業につきましては、9月の教育委員会では、教育相談及び教育支援に関すること及び不登校対策に関することに

限定しておりましたが、今回の条例案では特に限定せず、今後改正する処務規則におきまして、その分掌を定めることを予定してございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

それでは、ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第82号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第82号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第83号「杉並区立杉並第二小学校管理・教室棟等解体工事の請負契約の締結について」を上程いたします。学校整備課長から、ご説明を申し上げます。

学校整備課長 それでは、議案第83号につきましては、ご説明申し上げます。

本件は、杉並第二小学校の改築に伴う校庭工事を行う前に、既存の管理・教室棟と体育館などを解体するものでございます。今回の解体工事につきましては、一般競争入札により落札した企業と請負契約を締結するものでございます。契約の相手方、契約の金額などにつきましては、お手元の議案にそれぞれ記載しているとおりでございます。

資料1をご覧くださいと存じます。こちらは案内図で、工事場所は杉並区成田西三丁目4番1号でございます。

資料2をご覧ください。工事概要でございます。解体する建物の構造や面積などにつきましては、記載のとおりとなっております。

資料3をご覧ください。こちらは解体建物配置図でございます。なお、校庭の工事は、今回の工事とは別になっておりまして、令和7年1月に着手する予定となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質

間がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第83号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第83号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第4、議案第84号「令和5年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」を上程いたします。私から説明を申し上げます。

資料がございますが、3枚目までちょっとお進みいただきまして、補正予算概要の1ページをまずご覧いただきたいと思っております。歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の3事業につきましては、補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の1番目、「小学校の運営管理」につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、本年8月9日に開催された教育委員会において採択されました教科用図書に対応する指導書及び指導者用デジタル教科書を購入するものでございます。指導書は、教科用図書の発行者が発行する教員向けの図書であり、指導のポイントや補助資料が記載されているものです。

また、指導者用デジタル教科書は、電子黒板等を利用した授業等で使用するソフトウェアになってございます。

いずれにつきましても、各教科の指導の充実を図り、質の高い授業を展開するために必要不可欠なものとなります。

今回、区立小学校分として13教科の指導書をおおむね2学級に1冊ずつ配布するために約5,300冊を購入する経費、指導者用のデジタル教科書のライセンスを購入する経費として、小学校40校分を合わせて1億9,221万円を補正予算として計上してございます。

次に、表の2番目「特別支援教育」についてご説明をいたします。

令和5年4月に区立中学校に指定難病の生徒が入学をしておりますが、進行性の病気で、現在は移動の際、車椅子を利用する状況となっております。入学した中学校につきましては、エレベーター未設置の学校とな

っておりまして、エレベーターの設置には多額の費用と時間を要し、生徒の学校生活における支障をすぐに解消できないことから、車椅子のまま利用できる階段昇降機を購入することといたしました。このため、購入に要します費用129万8,000円余を補正予算として計上いたします。

次に、表の3番目「国際理解教育の推進」についてご説明をいたします。帰国・外国人児童・生徒の日本語指導につきましましては、職員3名のほか、昨年度の後半より外部講師を10名増員、25名で要請のあった学校に訪問・補充指導を行っております。

今年度に入りまして、昨年度の予想を上回る数で日本語指導を必要とする児童・生徒が増加しており、外部講師の増員により稼働時間も増加したことから、外部講師への謝礼金の支払いに不足が見込まれる状況でございます。謝礼金の不足分に対する経費として、済美教育センター国際理解教育の推進事業に603万7,000円を補正予算として計上するものでございます。

補正予算については以上でございますが、2ページを続けてご覧ください。教育費の総額を記してございます。

今回の補正により、1億9,954万5,000円を増額いたしました。補正後の教育費の総額は、276億9,966万1,000円でございます。

続いて、3ページをご覧ください。債務負担行為の補正でございます。表の1番目「指定管理者制度における永福図書館の管理運営に関する債務負担行為」でございます。

永福図書館につきましましては、令和6年度から10年度までの5年間にわたり、指定管理者による管理運営を行うこととしておりますので、そのための経費4億2,900万円を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。

次に、表の2番目「杉並第八小学校跡地活用に係る複合施設の工事管理委託費に関する債務負担行為」でございます。

本件につきましましては、(仮称)杉並区立公園図書館等複合施設を建設するため、令和4年度から6年度までの間、建築工事費等において債務負担行為を設定してきたところでございますが、昨今の急激な物価上昇の影響を受け、インフレスライド条項を適用したことにより工事費として見込まれる額が増額した等のことから、債務負担行為の限度額を10億8,600万円と変更するものでございます。

以上で補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

それでは、ただいま説明した内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。對馬委員。

對馬委員 教員用指導教科書というところでお伺いしたいのですけれども、確か前は先生が電子黒板に投影して使う、いわゆる先生用のデジタル教科書というのは、何教科とか限られていたと思うのですけれども、今回は全教科、全校に入れるということでこの予算が組まれているのでしょうか。確か前は国語と英語と何とかと、いくつかとなっていたような気がするのですけれども。

庶務課長 今回、購入する予定のものが、社会、生活、音楽、国語、算数、理科といったものでございます。

對馬委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

對馬委員 小学校だと思うのですけれども、小学校英語はなくてよろしいのでしょうか。今、おっしゃった中で。

統括指導主事（保土澤） 英語はもう既に入っております。

對馬委員 補正予算ではなくて、もともと入っている。分かりました。ありがとうございます。

教育長 ということは整理すると、今、言った先ほどの教科とか、英語も入っているというのは、一応、全ての教科の教師用デジタル教科書は入っていると考えてよろしいですね。

教育政策担当部長 ほとんどの教科で指導者用のデジタル教科書は購入いたします。英語についてはちょっと特別だったと思うのですけれども、指導書を購入すると、そこに附属でデジタル教科書がついていたと思うのですね。そういったことで、結局どちらも購入するということになっていると思います。

教育長 分かりました。ありがとうございます。学校が独自に買うということはもうないということですね。何か学校が買おうとしたけれども買えないという話を聞いたのですが、それはないということですね。

済美教育センター所長 教師用についてはこちらで購入いたします。学校が言っているのは児童用ですか、生徒用の方の話かなと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第84号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第84号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして、日程第5、議案第85号「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福の指定管理者の指定」につきまして、上程いたします。中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 それでは、2枚目をご覧ください。「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福の指定管理者の指定について」ということでございますけれども、これは地方自治法の規定に基づきまして、公の施設の管理を行わせる者を指定するものでございます。指定管理者の名称及び所在地は記載のとおりでございます。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特にご意見ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第85号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第85号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。